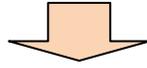


第5期計画における「第4章 計画の基本的な考え方」及び「第5章 障害者計画における施策の展開」について

1 第4章第1節 基本理念（P51）

共生社会の実現を図るため、障害のある人の意思決定を支援し、自らの選択を尊重し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちづくりを目指す。

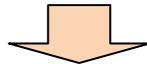


【案1】従来の計画の理念を継承
「ともに支え合う共生のまちづくり」

【案2】共生、地域生活、自立、安全・安心な生活
「ともに住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 共生都市 あきしま」

2 第4章第2節 基本的視点（P52）

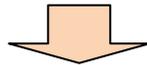
第4期計画における「基本的視点」を継承する中で、(仮称)児童発達支援センターの整備などに伴うライフステージに応じた支援や障害のある子どもへの支援、障害者権利条約の趣旨や社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上や心のバリアフリーを推進する観点から、次の5つを「基本的視点」として設定。



- 1 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 3 障害特性等に配慮した支援
- 4 アクセシビリティの向上
- 5 障害のある子どもへの支援

3 第4章第3節 基本目標（P53）

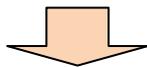
第4期計画における「重点的な取組目標」に代わるものとして、「基本理念」の実現に向けて、「共生社会の実現」、「意思決定の支援及び自らの選択を尊重」、「子どものへの支援」、「安心して暮らす」ことのできるまちづくりを目指すものとして、次の4項目からなる基本的な目標を設定し、施策の体系に基づき、具体的な事業を実施するものとする。



- 1 とともに支え合う共生のまちづくり
- 2 自分らしく暮らせるまちづくり
- 3 子どもを健やかに育むまちづくり
- 4 安全・安心に暮らせるまちづくり

4 第5章 障害者計画における施策の展開（P56～83）

基本目標の設定に伴い、第4期計画の施策の体系を見直し、基本目標に基づき、障害のある人のライフステージや等を考慮するなかで施策体系を設定し、事業の統合や新規事業等を含め113事業とする。（掲載番号のうち、（ ）の番号は、第4期計画時の番号を記載）



○ともに支え合う共生のまちづくり

- | | | |
|---|-----------------|----------------------------|
| 1 | 相談支援体制と情報提供の充実 | |
| | ・相談支援体制の充実 | 7事業（統合：地域支援協議会の掲載） |
| | ・情報提供の充実 | 5事業 |
| | ・理解促進・広報啓発活動の充実 | 4事業（新規：障害者スポーツの普及・啓発） |
| 2 | 権利擁護の推進 | |
| | ・差別解消及び権利擁護の推進 | 5事業（新規：市職員に対する障害者理解の周知・啓発） |
| 3 | 保健・医療サービスの充実 | |
| | ・地域医療体制の推進 | 2事業 |
| | ・医療費助成 | 4事業 |

○自分らしく暮らせるまちづくり

- | | | |
|---|------------------|-------------------------|
| 1 | 暮らしを支えるサービスの充実 | |
| | ・訪問系サービスの充実 | 5事業 |
| | ・日中活動系サービスの提供 | 9事業（新規：就労定着支援） |
| | ・居住系サービスの提供 | 4事業（新規：自立生活援助） |
| | ・その他のサービスの提供 | 6事業 |
| 2 | 経済的支援の実施 | |
| | ・障害年金・手当等の支給 | 7事業（新規：年金・手当の既存の4事業を掲載） |
| 3 | 雇用・就労状況 | |
| | ・雇用の促進と就労機会の拡大 | 4事業（統合：障害者就労支援事業の明確化） |
| | ・工賃水準の向上 | 3事業 |
| 4 | 社会参加の促進 | |
| | ・社会参加の促進と生涯学習の推進 | 4事業（新規：パラリンピック競技種目体験事業） |
| | ・意思疎通支援の充実 | 4事業 |
| | ・外出支援の推進 | 10事業 |

○子どもを健やかに育むまちづくり

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 障害のある児童への支援の充実 | |
| | ・早期発見と保健相談支援 | 6事業 |
| | ・療育支援 | 7事業 |
| 2 | 特別支援教育の充実 | |
| | ・支援を要する児童・生徒への教育の推進 | 7事業 |

○安全・安心に暮らせるまちづくり

- | | | |
|---|-----------------|------------------------|
| 1 | 安全・安心体制の確保 | |
| | ・安全・安心体制の確保 | 3事業 |
| | ・防災対策の推進支援 | 3事業（統合：避難行動要支援者対策の明確化） |
| 2 | 地域福祉の推進 | |
| | ・バリアフリー化の促進 | 1事業 |
| | ・福祉人材の育成と地域との連携 | 3事業（新規：移動支援従事者養成研修の実施） |

5 第6章 障害福祉サービス等の提供（P84～88）

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針を参考に、第1節として「障害福祉計画における成果目標」、第2節として「障害児福祉計画における成果目標」を設定するとともに、第3節には、成果目標の活動指標となる「障害福祉サービス等の見込量」を記載することとする。

第1節 障害福祉計画における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行（継続）

(1) 平成28年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	平均
地域移行者数	1人	1人	0人	0人	1人	3人	0.6人

目標値：国の指針では、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本としているが、ここ数年の実績等を踏まえ、毎年1人ずつの計3人（4.2%）が地域移行することとする。

(2) 施設入所者の削減数

目標値：第4期計画と同様に、平成28年度末の入所者数72人を超えないこととする。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

目標値：既存の会議体である「精神保健福祉業務連絡会」を再構築し、医療関係者等も携わる中で、協議の場の設置に向けて検討することとする。

3 地域生活支援拠点等の整備（継続）

目標値：これまでの検討経過等を踏まえ、引き続き、設置に向けて検討することとする。

4 福祉施設から一般就労への移行等（拡充）

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する者の数

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	平均
一般就労移行者数	7人	6人	6人	3人	9人	31人	6.2人

目標値：ここ数年の一般就労者数の実績等を考慮し、就労移行支援事業の利用者数の目標値（23人）の約半数となる12人が一般就労することとする。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	平均
就労移行支援事業利用者数	21人	16人	19人	18人	19人	93人	18.6人

目標値：国の基本指針に即し、平成28年度の利用者19人の1.2倍となる23人が就労移行支援事業所を利用することとする。

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

目標値：国の基本指針に即し、5割以上にすることとする。

(4) 就労定着支援による職場定着率

目標値：国の基本指針に即し、8割以上にすることとする。

第2節 障害児福祉計画における成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

(1) 児童発達支援センターの設置

目標値：市の整備計画に基づき、平成31年度末に設置することとする。

(2) 保育所訪問支援の体制整備

目標値：市の計画に基づき、平成32年度中に実施することとする。

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

目標値：1箇所設置されていることを踏まえ、1箇所以上を設置することとする。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

目標値：協議の場を設置することについて、検討することとする。